

船橋市教育委員会会議 1 2 月定例会会議録

1. 日 時 令和3年12月23日(木)
開 会 午後 3時30分
閉 会 午後 5時14分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
委 員 朝 倉 暁 生

4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生
管理部長 森 昌 春
学校教育部長 磯 野 護
生涯学習部長 三 澤 史 子
教育総務課長 五十嵐 正 樹
学務課長 日 高 祐一郎
指導課長 掛 村 利 弘
総合教育センター所長 仲 臺 和 浩
社会教育課長 牟 田 重 実
文化課長 松 田 修
青少年課長 加 藤 宏 之
生涯スポーツ課長 高 橋 伸 行
郷土資料館長 栗 原 薫 子
西図書館長 柴 山 和香子

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第47号 船橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

議案第48号 船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について

議案第49号 中学校の廃止について

議案第50号 船橋市青少年キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則につ

いて

議案第51号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について

第3 報告事項

- (1) 金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について
- (2) 第34回全日本マーチングコンテストの結果報告について（市立船橋高等学校）
- (3) 学校運営協議会（コミュニティスクール）について
- (4) 令和4年船橋市成人式及び21歳の集い～1年越しの旧友との再会～について
- (5) 公民館スマホコンシェルジュサービスの拡大について
- (6) 船橋市バーチャル美術館について
- (7) 第二次船橋市文化振興基本方針（素案）について
- (8) 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画（素案）について
- (9) 第二次船橋市図書館サービス推進計画（素案）について
- (10) 各種音楽コンクールの結果について
- (11) 第34回船橋市中学生弁論大会の結果について
- (12) 船橋市小・中・特別支援学校書写展覧会について
- (13) 令和3年度第48回船橋市児童生徒科学論文・工夫作品展について
- (14) 令和3年度第31回船橋市児童生徒社会科作品展について
- (15) 令和3年度第9回算数・数学チャレンジふなばしについて
- (16) 令和4年度ふなばし市民大学校学生募集案内について
- (17) 郷土資料館企画展「海辺のようすの移り変わり」について
- (18) 飛ノ台史跡公園博物館企画展「くらしの道具展—道具が語るくらしの歴史—」
について
- (19) いじめ重大事態の認知報告について
- (20) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、鳥海委員が所用により会議に遅れる旨連絡がありましたので、ご報告いたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたします。鳥海委員には、到着後会議に出席していただくものといたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

11月10日に開催しました教育委員会会議11月定例会の会議録をお手元にお配りしてございます。よろしければ承認したいと思います。

いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、2名の方より申出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、議案第51号については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、報告事項(19)については、同規則第12条第1項第3号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項(20)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第47号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

よろしくお願ひいたします。

議案第47号「船橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は、本冊1ページから3ページになります。

まず、本規則改正の理由ですが、災害や感染症対策等の理由により、議場に参集することができない場合においても、オンラインで教育委員会会議に出席できるよう、規則の改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

1ページの別表、改正後の欄、下から4行目、第2条の2第1項をご覧ください。

教育長及び委員は、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法、いわゆるオンラインで会議に出席することができる旨を規定してございます。

2ページの中段、第2項をご覧ください。

「オンライン出席に関して必要な事項は、教育長が別に定める」と規定しておりますが、この後説明いたします船橋市教育委員会会議オンライン出席取扱基準にて、オンライン出席に関する必要事項を定めてございます。

第13条第2項をご覧ください。

職員についても、教育長及び教育委員と同様にオンライン出席ができるよう、新たにこちらの規定を追加してございます。

第20条をご覧ください。

議題を表決する際に、オンライン出席をしている場合でも表決に加わるよう、「議場にいる」という文言を「出席している」という文言に修正してございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

オンライン出席に関して必要な事項を定めるため、新たに「船橋市教育委員会会議オンライン出席取扱基準」を作成しました。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条では、この基準の趣旨を定めてございます。

第2条では、オンライン出席の許可基準等について規定してございます。

第1項では、オンライン出席できる場合として、(1) 災害その他の理由により交通機関が途絶している場合、(2) 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合、(3) 他の重要な用務との兼ね合いで、議場に移動するいとまがない場合、(4) その他教育長が必要と認める場合を規定してございます。

第2項では、オンライン出席ができない場合として、会議に付議する案件に無記名投票により表決を行うものがあることが見込まれる場合には、オンライン出席ができない旨規定してございます。

第3条では、オンライン出席をする場合の通信環境に関して規定してございます。

第1項では、オンライン出席をする場合には、会議開始前に映像及び音声により議論

が的確に行える通信環境にあることを確認する旨規定してございます。

第2項では、会議の途中で通信が途絶えた場合には、通信環境を確保するよう努める旨規定してございます。

第3項では、通信環境が確保できなくなったときは、その間の議事について欠席したものと取り扱う旨規定してございます。

最後に、第4条をご覧ください。

オンライン出席は、情報の機密性を確保できる場所又は教育長があらかじめ指定した場所で行わなければならない旨規定してございます。

なお、本規則及び基準の施行日につきましては、令和4年1月1日からといたします。説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第47号「船橋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第47号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第48号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第48号「船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は、本冊5ページ、6ページとなります。

まず、本規則改正の理由ですが、別表、公文書の保存期間の基準、1、課、教育機関及び学校に共通する基準を見直し、20年を廃止し、長期に変更する。あわせて、公文書の類型の改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

別表、公文書の保存期間の基準、1、課、教育機関及び学校に共通する基準の保存期

間「20年」を廃止し、保存期間が長期の公文書の類型に、4として「法令の定めにより20年保存の必要があるもの」を追加、そして、改正前の「4」その他長期間保存する必要があると認められるものを「5」に変更、以上の改正を行います。

なお、本規則の施行日につきましては、令和4年1月1日からといたします。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。それでは、議案第48号「船橋市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第48号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

お手元の資料、7ページの議案第49号「中学校の廃止について」をご説明いたします。

まず、今までの経緯について、船橋市金杉台中学校・御滝中学校統合準備会事務局の所管課からご説明いたします。

【教育総務課長】

教育総務課から、金杉台中学校の統合に至るこれまでの経緯等につきまして、ご説明いたします。

金杉台中学校は、金杉台団地の造成による生徒数の増加を見込み、昭和46年に開校した中学校で、生徒数は昭和62年度をピークにその後減少し、平成26年度以降は1学年1学級が継続している状況でございました。

そして、さらなる生徒数の減少が見込まれたことから、平成29年度に金杉台中学校、金杉台小学校の学校関係者で金杉台中学校の今後を考える会を組織し、金杉台中学校の今後の在り方について意見交換を開始したほか、保護者説明会や地域説明会を開催し、

意見聴取を行いました。その中で、存続を求める声もございましたが、金杉台中学校の通学区域や選択地域にお住まいの小学生保護者を対象にアンケート調査を実施したところ、7割近くの方は統合したほうがよいとお考えでした。

そして、令和2年3月5日に教育委員会会議臨時会を開催し、御滝中学校に統合することとする船橋市立金杉台中学校の統合方針を議決いたしました。

現在は、金杉台、御滝の両中学校の教員やPTA、そして教育委員会事務局の職員をメンバーとするなど、関係する学校等々で今日まで計5回の統合準備会を開催し、統合までの間に入学する生徒に関する事項や、統合に向けた諸課題の整理に取り組んでいるところでございます。

教育総務課からの説明は以上です。

【学務課長】

続きまして、学校の設置、廃止の所管課であります学務課からご説明いたします。

このたび、令和5年4月1日からの統合に伴い現在の金杉台中学校が学校としての機能を失うことになるため、廃止議案を提出するもので、廃止日については、令和5年3月31日の予定です。

なお、廃止する金杉台中学校の位置及び統合先の御滝中学校の位置につきましては、資料8ページをご覧ください。

緑で囲んだのが御滝中学校の学区となります。その中の水色に塗られている部分は御滝中学校と金杉台中学校の選択地域です。金杉台中学校の学区はその中に位置しているという特殊な学区となっております。

本日、中学校の廃止について議決いただいた後は、船橋市議会令和4年第1回定例会に船橋市立中学校設置条例の一部を改正する条例を提出します。その後、来年度5月頃に学区審議会を開催しまして、金杉台中学校の通学区域を御滝中学校の通学区域に変更することについて諮問を行い、答申を受けた後、教育委員会会議において通学区域に関する規則の一部改正を議案として提出する予定でございます。

学務課からの説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

1つ要望がございます。金杉台中学校の様々な歴史が分かる資料等を確実に保管をしておいてください。よく聞く話で、学校ではないのですが、自治体の合併で小さな村や町の重要な資料が紛失してしまうなんていう話を聞いたことがありますので、そういうことがないように確実に資料を残しておいていただければと思います。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

【教育総務課長】

今まさに学校と教育委員会事務局で何を残すかといった調整をしております。今のお話は本当に大切なことですので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。
それでは、議案第49号「中学校の廃止について」を採決いたします。
ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。
議案第49号については、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第50号について、青少年課、説明願います。

【青少年課長】

議案第50号「船橋市青少年キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は、本冊9ページから17ページとなります。

改正理由ですが、現在、船橋市青少年キャンプ場の使用時間、休場日の定めが利用案内、ホームページでの記載であり、所要の改正を行う必要があることから、船橋市教育委員会組織規則第3条第2号の規定に基づき議決を得る必要があるためでございます。

9ページをご覧ください。

主な改正の内容ですが、現状での運用に沿った形で、使用時間、活動時間及び休場日を、第2条、第3条に新たに加えました。

10ページをお開きください。

第4条、使用の手続の申請時に、申請書に加え、現在申請書とともに提出をお願いし

ている活動内容を記したプログラムを様式に加えました。

以上、簡単ではございますが、改正の内容となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、議案第50号「船橋市青少年キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第50号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

金杉台中学校の統合に向けた検討状況の報告についてご説明いたします。

資料は、本冊19ページからとなります。

まず「1、入学に関する意識調査等の結果」について、こちらは所管課からご説明いたします。

【学務課長】

「1、入学に関する意向調査等の結果」について、学務課から説明いたします。

10月に、金杉台中学校が指定校の地域にお住まいの6年生17人を対象に、入学する中学校について現時点での意向の確認を行いました。また、同じ時期に、金杉台中学校への入学を選べる地域の方にも入学予定の中学校の調査を行っております。

この調査により、現時点で金杉台中学校の入学希望者数を把握し、金杉台中学校への進学を検討されている児童、保護者の方に現時点の進学予定人数をお知らせすることを目的としています。

調査の結果、現時点では金杉台中学校が指定校である地域にお住まいの児童1人が金杉台中学校に入学すると回答されています。

なお、回答の取りまとめを行った11月9日時点では、この資料の①の金杉台中学校に入学するという方が1人、③のまだ決められない、人数によって金杉台中学校へ入学を考えたいという方が1人の計2人おりました。個別に進学予定人数をご連絡し、改めて意向を確認したところ、人数によって金杉台中学校へ入学を考えたいという1人は、金杉台中学校以外への入学に変更されたという経緯がございます。

この意向調査等の回答状況につきましては、6年生の児童、保護者が中学校の進学先についてご家庭でも十分に話し合い、進学先を決められるよう、対象の児童に11月末付で通知いたしました。

今後の流れですが、1月中旬に入学通知書を交付し、金杉台中学校を指定される地域にお住まいの児童のうち御滝中学校への入学を希望する児童につきましては、入学通知書に同封する通学指定校変更申請書を在籍する小学校経由で提出していただくこととなります。

学務課からは以上でございます。

【教育総務課長】

引き続き教育総務課よりご説明いたします

資料は20ページ、21ページになります。

20ページの(1)、(2)に記載のとおり、11月10日水曜日、金杉台中学校を会場に、本年度2回目となる第5回統合準備会を金杉台中学校、御滝中学校両校の校長、教務主任、そしてPTAに参加いただき、また教育委員会事務局のメンバーを合わせ、当日は18名の参加の下、開催いたしました。

次に、(3)統合準備会で話し合った内容等についてでございます。

①の意向調査等の結果と今後の流れについてですが、先ほど学務課より報告がありましたとおり、11月9日の時点では金杉台中学校への入学を考えている方が2名いらっしゃったことなどを説明するとともに、資料の枠内に記載のとおり、入学に関する意向調査等を行った際にいただいたご要望についての回答及び報告をいたしました。

続いて、②検討事項の進捗状況についてです。

先ほどの意向調査等の結果を踏まえ、令和4年度の金杉台中学校の入学希望者に対応していくことを再確認し、金杉台中学校長から学習面や生活面についての最終調整を進めていくことについて説明がありました。

また、統合後の金杉台中学校の運動施設の活用に向け、御滝中学校から金杉台中学校の施設を活用した部活動の試行についての報告がありました。これは、金杉台中学校の統合方針の中で、統合後の金杉台中学校の運動施設を御滝中学校運動部の活動場所として使用するということが挙げられていることから、この夏休みに御滝中学校の剣道部が金杉台中学校の武道室を試しに使用したものです。実際に使用してみると、練習環境のよさなど利点があり、また目立ったトラブル等もなく実施できたことから、10月以降も試

行を継続しております。

なお、詳細につきましては、23ページにまとめてございます。

また、その他といたしまして、学校と教育委員会事務局とで調整を図り、統合時に引き継ぐ備品や書類等のリストアップを進めていることなどを説明しております。

最後に、質疑等として、21ページの③に記載のとおり、金杉台中学校のPTAからPTA文書の保存年限や保管場所についての質問があり、資料に記載のとおり回答いたしました。

今回の会議の内容は、資料の24、25ページにあるとおり、統合準備会たよりにまとめ、統合に関係する8つの小中学校の全校児童生徒に対し、学校を通じて配布しております。

なお、次回の第6回統合準備会は、年明け2月から3月頃の開催を予定しております。説明は以上になります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【朝倉委員】

少しお伺いしたいのですが、先ほどの議案でこの金杉台中学校の廃止が決まったわけですが、この統合準備会はいつまでどのような形で続くか教えていただきたいんですが。

【教育総務課長】

統合準備会のほうは、昨年度から行っているのですが、来年度もう1年間かけて準備を進めていきたいと思っております。内容といたしましては、統合に伴う引継ぎの関係の調整がまだまだこれからでございますので、そういった内容や、あとは、金杉台中学校ご希望の一人の方がもし入学されたとき、その対応についてもしっかりと議論を進めていく予定です。

以上でございます。

【教育長】

それでは、あと何回やるというのは決まっていないということでしょうか。

【教育総務課長】

具体的にあと何回やるというところまではまだ決めていないです。

以上です。

【教育長】

よろしいでしょうか。

【朝倉委員】

今後もしろいろなところで学校の統廃合といった話はあると思うので、フォローアップをどうしていくかということが、すごく重要なポイントだと思っております。例えば、実際に御滝中学校に行かれた方がそこでなじめているのかどうか、あるいは、学校が統廃合されたことによって、この辺の地域の人口増、社会増・社会減がどのようになっていくのかとか、そういったようなことを、統合後も何らかの形でフォローアップしていく必要があると思うので、その辺の体制であったり、誰がどのような形でやっていくかということをご検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【教育長】

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

じゃ、また何かありましたら、その都度言ってください。

続きまして、報告事項（２）について、学務課、報告願います。

【学務課長】

市立船橋高等学校の第３４回全日本マーチングコンテストの結果について、ご報告いたします。

お手元の資料２７ページをご覧ください。

吹奏楽部について、１１月２１日に行われた第３４回全日本マーチングコンテストに２年ぶり１０回目の出場をし、銀賞を受賞しました。また、資料にはありませんが、体操部について、１２月１２日に行われた第７５回全日本体操競技団体選手権大会に出場し、１２位となりました。

次に、１１月２０日に行われた第７４回関東高等学校駅伝競走大会に出場し、男子が優勝、女子が８位となりました。男子は千葉県大会で優勝した八千代松陰を破っての優勝でしたが、千葉県大会では２位だったため、残念ながら全国大会には出られませんでした。

以上、市立船橋高等学校からの報告でした。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見とかご質問ありましたらお願いします。

それでは、続きまして、報告事項（３）について、指導課、報告願います。

【指導課長】

学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の導入について、ご説明いたします。
本冊 29 ページをご覧ください。

はじめに、国と県の状況についてご説明いたします。

近年、子どもたちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、子どもたちや地域の輝く未来をつくるためには、社会総がかりでの対応、学校・家庭・地域による一体的な取組が必要であり、その実現のための仕組みの一つとして、国は学校運営協議会設置の手引改訂版を策定し、改めて教育委員会に導入を促しております。

千葉県においても、令和 2 年 7 月現在で県立学校 9 校に学校運営協議会を設置しており、今後県内全ての県立学校への導入を図るとともに、各市町村公立学校への導入を促進しております。

船橋市は、学校運営協議会設置について、これまで近隣自治体の状況や先行実施の自治体のメリット等を確認しながら準備を進めてまいりましたが、このたびの導入に至った背景として、船橋市が現在策定中である総合計画、そちらに学校がプラットフォーム的な役割を果たし、学校と地域、関係機関が連携して対応する必要があることが盛り込まれる見通しであること。厚生労働省のヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム取りまとめ報告においても、令和 4 年度から 3 年間を集中取組期間とすることが示されたことなどがございます。

今後、全国的にも学校運営協議会の設置が急速に進むことが想定されます。そこで、令和 4 年度、1 つの中学校区、具体的には宮本中学校区にある中学校 1 校、小学校 3 校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールといたします。令和 5 年度は 15 中学校区 44 校、令和 6 年度には全 27 中学校区と特別支援学校、高等学校を含む全 84 校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールといたします。

進め方といたしましては、いまある学校評議員制度をさらに発展させることによって、学校運営協議会へと移行してまいります。

4 番にコミュニティスクールの仕組みについて図でお示しました。

30 ページをご覧ください。

学校運営協議会の主な機能については、こちらにお示しました 3 点でございます。
①から③までが主な機能についてでございます。

6 番について、これまでの学校評議員と学校運営協議委員の違いについてでございますが、学校運営協議委員は、学校評議員と異なり、具体的な任免の手续や任期、これらについて教育委員会規則で定め、教育委員会が任命いたします。委員は、校長が作成する基本方針の承認等一定の権限を持つことから、非常勤特別職の地方公務員として任命されます。これまでボランティア的な扱いとしてお願いをしていた学校評議員には報酬が支払われてはおりませんでした。地方公務員である学校運営協議委員には報酬が支払われるようになります。

なお、学校運営協議会を設置した学校は、学校評議員を置く必要はございません。

7番に期待できる効果、8番に学校運営協議会を新規導入する学校のおおよその手順をお示ししました。

指導課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

報酬が出るということですが、報酬が出ることで責任感が出てくるということがあると思いますので、これはいいと思います。ところで、今、実際に学校運営協議会を設置している学校があれば教えていただけますか。

【指導課長】

船橋市にはまだございませんけれども、近隣の習志野市で1校、市川市においては全ての学校に設置がされております。先ほどお話ししましたけれども、県立学校については現在9校で設置がなされております。

以上でございます。

【教育長】

市川市はもうかなり早くから全校で設置しています。県内全部の学校でやっているところもあるようですが、千葉県は一番遅れています。

【佐藤委員】

コミュニティスクールという言葉自体が様々な捉え方をされてしまうのではないかという懸念があります。コミュニティスクールの概念を地域で共有するというのがまず必要かなと思います。

また、学校評議員の時には、学校から説明があつて、皆さんどうですかと質問を投げかけられて終わってしまうようなことが、少し多かつたかなと思うのですが、合議制になるということで、話し合いで決めていく大切さといったものを、共有をしてほしいなと思います。

【教育長】

ほかに何かご意見とかありますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（4）について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

資料、本冊 3 1 ページをご覧ください。

令和 4 年の成人式は、年明け 1 月 1 0 日の成人の日に船橋アリーナで 2 部制にて開催いたします。開催時間、対象人数などは記載のとおりでございます。

テーマは「縁」です。これは、新型コロナウイルス感染症というこれまでに経験したことのない状況に直面し、これまで当たり前のように感じていた家族、友人、職場や学校などの環境の大切さ、ありがたみを改めて実感し、これらの「縁」といまい度向かい合い、大切にしていきたいという思いが込められております。

また、記念品はタンブラーに決定いたしました。資料 3 2 ページにこのタンブラーのデザインを掲載していますが、先ほどのテーマと同様に、これも企画運営委員が考えたものでございます。船橋市の象徴とも言える風車、ヒマワリ、梨、ニンジンなどが青空の下、描かれており、船橋の明るい未来を想起させるデザインとなっております。

委員の皆様には既にご案内をさせていただいておりますが、ぜひご出席いただき、新成人の門出をお祝いしていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、資料 3 3 ページ、2 1 歳の集い～1 年越しの旧友との再会～についてです。

令和 3 年、今年 1 月の成人式は、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインのみでの開催となり、旧友との再会の場を設けることができませんでした。そこで、旧友との再会の場がなかった令和 3 年成人式対象者の方へ、ささやかではございますが、集いの場を設けることといたしました。令和 4 年成人式の前日であります 1 月 9 日に、船橋アリーナのサブアリーナにて開催いたします。

会場では、令和 3 年成人式で使用した著名人からのお祝いのメッセージ動画を放映するとともに、特設サイトでは恩師からのメッセージ動画も視聴できます。また、船えもんやチーバくんと一緒に写真撮影ができるフォトスポットや資料 3 5 ページに掲載しております合成写真ブースを設置いたします。少しでも旧友との再会を楽しんでいただければと思っておりますのでございます。

説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

【佐藤委員】

去年はオンラインでの開催ということでも残念な思いをしたんですけれども、今年が開催できるということで、楽しみにしています。

まず、会場がアリーナになったことで、一番気になるところは、送り迎えのことだと思います。もし雪でも降ったら大変なことになるのかなという気がします。そこら辺の準備はいかがでしょうか。

【社会教育課長】

令和4年成人式につきましては、車で来る方の数が分からないので、事前に送り迎えも含めて申込み制といたしました。駐車場が現在満杯になるほどの申込みはない状況でございます。しかし、当日それを知らなくて来られる方もいらっしゃると思いますので、念のため、日産化学と日大、坪井中の駐車場も確保しているところでございます。また警備、警察とも十分その辺の協議を進めているところでございます。

以上です。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

【佐藤委員】

21歳の集いもよく企画をしていただいたという気がします。ただ、近所の青年に知っているか聞いてみたら全然知りませんという話だったので、情報を入手できていない人たちもいるのかなというのが少し気になります。

【教育長】

これについてはどういう周知の仕方をしていたのでしょうか。

【社会教育課長】

広報、ホームページは当然なのですけれども、今年の成人式で企画運営をやっている方のフェイスブックや、市のフェイスブック、それと、ミニコミ紙も今回頼んだところで、できる限りのことはやっているつもりではいるのですが、そうですね、情報を持っている子からどんどん拡散してほしいというようなお願いをしているところでございます。

【教育長】

なかなかホームページや広報なんかは若い人たちは見ないかもしれないので、親御さんが見て伝えてくださるのが一番いいのですけれども。今後もできるだけ宣伝していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（5）について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

資料は、本冊31ページでございます。

公民館スマホコンシェルジュサービスは、研修を受けた公民館職員が基本操作やインターネット検索方法などのスマホのちょっとした質問に答えるサービスで、5月から中央・東部・西部・北部・高根台公民館で試行的に行ってまいりました。10月末までに延べ200件以上の利用があり、対応した市民の方からはお礼のお言葉を多くいただいているところでございます。

好評な状況から今後も利用が見込まれること、また、ほかの公民館でも実施してほしいという声もありますことから、12月より、記載しております浜町・新高根・法典・三田・小室・飯山満・松が丘の7館を加え、12館でサービスを継続してまいります。

これまで公民館の利用がなかった人もコンシェルジュサービスを利用しており、事業の継続により今後も公民館の利用促進につながるという効果も期待をしているところでございます。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

大変好評だということです。

それでは、続きまして、報告事項（6）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

資料39ページ、船橋市バーチャル美術館についてご説明いたします。

船橋市バーチャル美術館は、コロナ禍における新しい生活様式の下で、市民が自宅にいながら鑑賞や文化芸術体験ができるよう新規開設する美術専門のホームページです。

掲載する内容といたしましては、中段、掲載内容をご覧ください。

1つ目が、椿貞雄と清川コレクションのバーチャル展覧会。ここでは、令和2年12月に市民ギャラリーで開催した市所蔵作品展の展覧会場をVRパノラマ画像で再現するとともに、高精細画像や音声ガイドで作品を詳細に鑑賞することができます。

そのほか、清川コレクションを中心とする市所蔵作品の解説や展覧会情報、収蔵作家のインタビュー動画、船橋市の美術活動の経緯をまとめた年表、学校連携事業の様子などを掲載いたします。

公開日は、令和4年1月31日を予定しており、広報ふなばし、市ホームページでお知らせいたします。

委員の皆様にも、この機会にぜひ自宅等で気軽にバーチャル美術館をご鑑賞いただき、市が所蔵する美術品の魅力を感じていただければと思います。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。
それでは、続きまして、報告事項（7）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

船橋市文化振興基本方針についてご説明いたします。

資料41ページをご覧ください。

本基本方針は、今後の船橋市における文化振興の進むべき方向を示すことを目的に策定するもので、基本的なコンセプトは、1次の方針を受け継ぎ、社会状況の変化や新たな課題、ニーズへの対応を加えたものとなります。

素案につきましては、事前にお配りさせていただきましたが、本日は41ページの資料を基に説明させていただきます。

概要（1）文化・芸術の意義と範囲については、お読みいただくことで説明は割愛させていただきます。

（2）計画の位置づけとしては、船橋市総合計画、船橋市教育大綱及び教育関連計画を推進していくための個別計画の一つで、（3）期間としては、令和4年度から8年度の5年間としております。

（4）（5）は後でお話しさせていただきますので、（6）を先にご覧ください。

まず、現状についてですが、主な強みとして、一番下の文章、市民・文化団体と行政が連携し、各種文化事業に取り組んでいることが挙げられます。

弱みといたしましては、42ページです。文化団体の会員・文化の担い手の高齢化、減少が進んでいることが挙げられます。

次に、アンケートから読み解く課題ですが、今回のアンケートは、コロナ禍で実施したことが大きな特徴となっております。これにより、社会が今までにないほど影響を受けた現在の市民の考えがじかに反映されたものとなっております。

アンケートから読み解いた課題を次に8つ挙げさせていただきます。1つ目が、アフターコロナ、ウィズコロナの文化政策。2つ目が鑑賞・活動につなげる情報発信。3つ目に文化に触れるきっかけづくり。4つ目が地域や社会とつながるための施策。5つ目、子どもたちが心豊かに成長するための取組。6つ目、生涯にわたり地域で文化活動に参加できる取組。7つ目、あらゆる人が文化事業に参加できる環境を整える取組。8つ目、人と文化資源をつなぎ、地域への愛着・親しみを持てる取組です。

これら課題の解決を目指すための施策展開が（7）となります。基本目標を4つのステージで設定しております。

基本目標Ⅰ、気づき始まる。まずは文化に触れてもらうということで、これに伴う施策として、施策①情報を効果的に届ける仕組みの構築。②気軽に多様な文化に触れる機会の提供。

基本目標Ⅱ、学び楽しむ。こちらは、より深く文化に親しんでもらうということで、

ここでは施策として①あらゆる人々が文化・芸術に参加できる環境整備。②時代の要請に対応した事業展開。

基本目標Ⅲ、育みつながる。ここでは、子どもたちを中心に将来の文化の担い手になってもらうことを目指し、施策として①子どもが文化・芸術に親しみ、心豊かに成長するための取組。②市民が地域や社会とつながりを持てる仕組みの構築。

基本目標Ⅳ、活かし伝える。ここでは、市からの発信だけでなく、市民自ら文化の発信者になってもらうために、施策①各地域の文化資源の活用、②次世代へ継承する仕組み、これらを進めてまいります。

これら4つの目標に沿った8つの施策を推進することで、表面、41ページの(4)めざすべき姿、「市民が文化・芸術に触れ、ふるさと船橋に親しみを感じる状態」を目指してまいります。

なお、この達成度を測る総合指標が(5)に掲げた船橋市を「文化が盛んなまち」だと思う市民の割合で、令和3年度の40.3%から令和8年度に60.0%へ引き上げることを目指します。

第2次船橋市文化振興基本方針の概要説明は以上となります。この素案に対し、現在パブリックコメントを実施しております。1月14日まで実施した後、外部委員で構成する会議、船橋市文化振興推進協議会でご意見をお伺いし、令和4年4月より施行する予定です。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【朝倉委員】

ありがとうございました。

総合指標の「文化が盛んなまち」だと思う市民の割合というのが、頂いた素案の5ページに載っているデータだと、市政モニターアンケートとか市民アンケートや中高生アンケートで「そうだ」という割合が結構違っているのが印象的だなと思ひまして、多分、中高生はこの中に市船の学生さんが大分入っているというあたりが大きいところなのかなというところをお見受けしました。

逆に言うと、文化が盛んなまちだと思う市民の方が、何をもって文化が盛んだというふうにお感じになっているのかというあたりが、アンケートでもし明らかになっているようであれば教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【文化課長】

今おっしゃられたように、市民の方が「文化が盛んなまち」だと思う市民の割合とい

うことで、今現在40.3%ということになっております。この結果の理由といたしましては、市政モニターアンケートのほうで、まずは文化施設が整備されていること、それと、歴史的遺産が保存されているから、それと、市民が参加できるイベントが多いからというこの3つが多いことになっております。

このアンケート調査なんですけれども、一番はじめに行った平成28年当時は28.8%でした。それから、令和3年度で40.3%です。令和元年度のときに中間の指標を取ったのですけれども、このときが大体50%近くいったんですけれども、やはりコロナの関係でちょっと下がってきたということがございまして、今回令和8年度60%を目指すということにしていまいます。

説明は以上でございます。

【朝倉委員】

どうもありがとうございました。

市民の方が参加できるイベントが多いということで、おっしゃるようにコロナでそもそもイベントがなかったというところが大きなことだと思うんですけれども、今後、できればそういったイベントがすぐにワンストップで分かるような情報の掲示の仕方をしていただくとありがたいなということと、あと、これに合わせて私も船橋市のSNSをフォローしたのですが、船橋市の公民館のフェイスブックのページは、何かやりましたという終わった情報発信が多くて、これからこういうのを募集していますというのがちょっと見受けられなかったので、終わりましたも大事なんですけど、これからこういうのをやりますのでよろしくといった情報発信をしていただくといいかなと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございます。

【文化課長】

文化課のフェイスブックでは、事業の実施報告以外にも、例えば、実行委員会で運営していくイベント等ございまして、そういったイベントの募集も載せておりますので、ぜひ見ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【朝倉委員】

分かりました。併せて拝見します。

【教育長】

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（８）について、生涯スポーツ課、報告願います。

【生涯スポーツ課長】

それでは、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画についてご説明申し上げます。

資料につきましては、本日机上に配付いたしました報告事項、第二次船橋市生涯スポーツ計画についての差し替えの資料でございます。本冊では４３、４４ページですが、４４ページの一部に誤記がございましたので、差し替えた資料で説明をさせていただきます。

本計画は、船橋市スポーツ健康都市宣言の趣旨を踏まえ、多様化する市民のスポーツ活動に対応するため、推進体制や環境の整備・充実を図ることを目的とし、国のスポーツ基本法に基づき策定するものでございます。

最初に、スポーツの定義でございますが、スポーツは、「する」「みる」「ささえる」といろいろな形で誰もが気軽に楽しめるもので、競技スポーツだけでなく、ウォーキングや健康の維持・増進のための運動、自然と親しむ野外活動など、スポーツをより生活に身近なものとし、スポーツの概念を幅広く捉えることとしております。

続いて、本計画の位置づけでございますが、船橋市総合計画、船橋市教育大綱及び教育関連計画を推進していくための個別計画の一つでございます。スポーツ基本法に基づき国のスポーツ基本計画及び県の千葉県体育・スポーツ推進計画を参酌しております。

計画の期間でございますが、令和４年から８年の５か年としております。

続きまして、めざすべき姿です。現状と課題、スポーツ健康都市宣言等を踏まえ、歩計画の基本目標となるものでございます。数値目標として、国の第２期スポーツ基本計画で掲げる成人の週１回以上のスポーツの実施率を踏まえ、週１日以上スポーツを行う１８歳以上の割合を現状値の４２．２％から６５％を目指すものとしております。

４４ページのほう、裏面のほうに移ります。

現状と課題については記載のとおりでございますので、割愛いたします。

（７）推進体制でございますが、計画の推進に当たりましては、地域で活躍する人材や団体、プロスポーツチームなどの多様な主体との連携・協働を行ってまいります。

計画の進捗状況については、船橋市スポーツ推進審議会に報告し、意見聴取を行っていく予定です。

（８）施策の展開ですが、めざすべき姿の実現に向け、スポーツを行う機会づくり、スポーツを行う場所や情報発信の充実など環境づくり、指導者の育成や地域団体への支援等の人・組織づくりの３つの基本施策を軸に進めてまいります。

第二次船橋市スポーツ推進計画の説明は以上となります。

なお、この素案に対し、去る１２月１５日からパブリックコメントを実施しております。期間は年明け１月１４日までとなっております。

パブリックコメントを経た後、船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会を経て教育委

員会議にお諮りし、令和4年4月より施行する予定で進めております。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鳥海委員】

頂いた資料のスポーツの定義の部分が、ほとんど説明になっていないような気がするので、スポーツの定義の部分でももう少し改善が必要なのかなと思います。スポーツはスポールというのからはじまったとか、歴史がありますね。余暇の過ごし方として自然に発生したもので、子どもたちがそういうのを見たり、自分もやったりしてスポーツ文化ってできたと思うんです。そういうものを推進していくべきなんだよというのを、もう少し分かりやすく書いた定義というのが必要なのかなというのが1点目です。

それから、eスポーツというものが最近は出てきていて、世界では立派なスポーツとして位置づけられています。市としてこれをどういうふうに捉えていて、どう援助をしようとかと、考えておかないと、時代から置いていかれるなという気がいたします。

あと、例えば船橋市出身の職業スポーツ選手だったりとか、プロという名がつかなくても、人生のかなりの部分をその競技に費やされた方たちの、セカンドキャリアではないですけども、そういった方が活躍できる場を船橋市が設けているといったことになると、スポーツ健康都市として誇れるのではないかなと思います。

【生涯スポーツ課長】

ご意見ありがとうございます。

概念、それから余暇の過ごし方、スポーツのそもそもの意味だとかというところを、今回の計画に載せているわけではなくて、ちょっと言葉足らずのところもあると思うんですけども、施策の中では今鳥海委員おっしゃっていただいたような、市出身のプロスポーツ選手との関わりですとか、その後、セカンドキャリアの部分、それから個別的な部分を含めて、各事業の中で展開をしていきたいと考えております。

今、eスポーツのお話が出ましたけれども、今回のスポーツ推進計画の中で捉えるスポーツは体を動かすというところを1つテーマにしておりますので、現在のところ、そのeスポーツをここに含めるということでは考えておりません。

以上でございます。

【鳥海委員】

そうすると、わざわざスポーツの定義のところに「みる」と書いていますが、これは

スポーツの定義から外れますよね。

まさにオリンピックをテレビで、見たり応援したりするのって一つのスポーツの関わり方だと思うし、スポーツをしている姿だと思うのですけれども、お体に障害のある方への配慮や、「みる」ということを一応定義でうたっている以上は、eスポーツというものに対する捉え方の言い訳としてはなっていないんだなと思います。もう少し何か考えないと、時代に置いていかれるか矛盾するかということになるかと思います。

【生涯スポーツ課長】

ありがとうございます。

そのご意見は参考にさせていただいて、できるだけ具体的に示せるように努力してまいります。ありがとうございます。

【佐藤委員】

以前も話をさせていただいたことがあるのですが、私の知り合いから船橋市も意外とパラスポーツ関係のアスリートがいるという話を聞きました。ただ、同時に、それに対して市が何もできていない現状があるという話も聞きました。課題にも入っていますけれども、やはりパラスポーツのアスリートの育成であったり、障害を持った人がちゃんとスポーツができる環境をつくるということが、船橋市にとっては、これから大きな課題になっていくのではないかなと思います。

【生涯スポーツ課長】

ありがとうございます。

パラスポーツに関しましては、推進協議会もつくって、取り組みかけたところで、新型コロナウイルス感染症の影響があって、頓挫している状況です。今は状況が大分落ち着いてまいりましたので、新年度に向けて様々な事業を展開していこうと考えているところです。

先だって、千葉県の特設支援学校さんが主催したもので、オンラインを使ったボッチャの交流大会をやっておりまして、そこには選手として活躍されている方も来ていただいて、指導していただいたりしておりますので、そういったところから、次のアスリートになる子どもたちの育成については前向きに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かありますか。

それでは、続きまして、報告事項（9）について、西図書館、報告願います。

【西図書館長】

それでは、図書館から第二次船橋市図書館サービス推進計画の素案についてご報告をさせていただきます。

素案は事前にお送りさせていただいておりますが、本日は、本冊の45ページをご覧ください、素案についてご説明をさせていただきます。

まず第1章、計画の概要です。

本計画は、地域の情報拠点となる図書館として、市民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営を実施することを目的とし、策定するもので、平成25年1月に策定しました船橋市図書館サービス推進計画、素案では旧計画としておりますが、そちらに続く計画となります。

計画期間は、令和4年度から13年度までとし、5年目に必要に応じて見直しを図る予定でございます。

続きまして、第2章、現状と課題です。

第2章では、船橋市図書館を取り巻く現状、旧計画の成果、令和元年度に行った図書館サービスに関する市民意識調査の結果を分析しております。こちらの資料では、主立った現状や課題などを記載させていただいております。

こうした分析から、今後は図書館が行っているサービスのさらなる周知や蔵書の充実を行うなど、地域の情報拠点としてサポート能力を強化していくことが重要になると考えております。

続きまして、第3章、船橋市図書館が目指すものをご覧ください。

第2章の分析を踏まえまして、船橋市が目指すべき図書館像、グランドビジョンとして、市民の「読みたい・調べたい・学びたい」に応える地域の情報拠点を掲げております。

また、グランドビジョンを実現するための目標といたしまして、1年に1回以上図書館・公民館図書室等を利用した人の割合と、図書館サービスの利用者満足度の上昇を設定しております。

さらに、グランドビジョンとその目標を実現させるために、第2章の分析結果、そして第3次船橋市総合計画や第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の基本理念などを踏まえまして、4つの基本的運営方針を掲げております。

第4章、アクションプランをご覧ください。

基本的運営方針1といたしまして、市民の「調べると学ぶ」をサポートする図書館を設定しております。運営方針の2として、学びの成果を活動につなげる図書館。3として、船橋の文化を育み、まちづくりを支える図書館。4として、子供の可能性を伸ばす図書館を掲げております。

こちらにありますとおり、基本的運営方針ごとに施策を設定いたしまして、また、施

策及び課題を達成するための具体的取組を素案では掲げております。さらに、広報や協働、連携はあらゆる取組に関連するとともに、施策推進の手段となりますため、一番右側にありますとおり、発信力・協働と連携をキーワードとして設定いたしまして、その強化をしていきたいと考えております。

素案の概要については以上でございます。

図書館の推進計画（素案）につきましても、他の計画と同じように令和4年1月14日までパブリックコメントを実施しているところでございます。その後、船橋市図書館協議会へ最終案をご報告した後、教育委員会会議にて議案を提出させていただき、その後、令和4年4月より施行する予定とさせていただいております。

図書館からは以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

【朝倉委員】

どうもご説明ありがとうございました。

船橋市の図書館のいくつかが指定管理の対象になってやっておられると思うのですが、事前に拝見して、選定とか評価に関しては、問題ないと思うのですが、そもそも指定管理者の希望者は十分な手が挙がっているのかということについて教えてくださいたいです。選定も手が挙がっている中から選ぶわけですし、その候補となる方々が十分に出ているのか、あるいは候補となる方を掘り起こすための何か、例えば、他の地域で理想的な図書館サービスを指定管理制度を利用してやっているところがあって、そこにヒアリングに行くとか、そういったようなことをされているのかということについて、差し支えない範囲で教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

【西図書館長】

図書館といたしまして、指定管理者の応募者となることを掘り起こすというようなことを自らはしてございません。ですが、この募集に当たりましては、ホームページ等で公表させていただき、募集要項ですとか仕様書をご覧いただき、その内容に沿って応募をしていただいている状況でございます。

結果といたしまして、応募者は1者でございまして、その応募者1者に対しまして指定管理者候補者を選定する選定委員会にて審議させていただき、候補者として今回1者ではありましたが、その書類審査と面接審査を行いまして、候補者を選定したところでございます。

以上です。

【朝倉委員】

ありがとうございます。よく分かりました。

可能であれば、やはり選定委員会は、手が挙げたところをどう選ぶか、実際やっていただいた中身をどう評価するかということを担当していると思うので、競争力が働くような仕組みを作れるかということはやはり行政でやっていただくしかないかなと思います。

それと、指定管理制度で魅力的な図書館あるいは図書サービスを展開しているところがあると思いますので、その辺の情報収集等もされたらいいかなと思います。各地でいろんな取組をなさっていると思うので、その辺をぜひ情報収集していただいて、魅力ある船橋の図書館づくりにつなげていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

【教育長】

ありがとうございました。

ほかに何か。

【鳥海委員】

そもそも図書館に行ったことない人に行ってほしいという、そういった施策がまるでなくて、読みたいとか調べたいとか学びたいとか、そういう方を対象としているかのような施策になっている印象がありまして、感染等々の中で一つの救いの場として提案するようなことというのはもっと増やしていくべきだと思います。そういうのが少し足りないかなというイメージを持ちます。

【西図書館長】

ご意見ありがとうございます。

救いを求める人が気軽に図書館を使える、例えば生活に役立つ施設としての役割が図書館には非常に多いと思いますので、そういった図書館であるべきにはどうしたらいいのかという、そこら辺の施策のありようをいま一度検討したいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに。

それでは、続きまして、報告事項（10）から報告事項（18）につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省略いたします。

何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

去年は多くは行われなかったのですが、今年はコンクールで、練習が十分できない中でも全国で金賞を取ったりという学校がすごい頑張ってくれているなど思っております。

それから、34回の弁論大会も2年ぶりなんですけれども、久しぶりに全員の子どものたちの弁論を聞かせてもらいました。今年の特徴は、3番目の準優勝、教育長賞になった生徒ですけれども、船中の特別支援学級の子で、大変立派な、ほかの普通学級の子と変わらないような弁論で、本当に感動しました。

これは、実は船橋ライオンズクラブが主催でやっていたいて、教育委員会は後援なのですが、優勝商品が高校生になった際の1か月の語学留学が賞品なんです。だから、すばらしいんじゃないかな。本当にどの子ども学校代表として出ているので、すばらしい弁論でした。

あとは、資料は見ていただいて、もし何かありましたらお願いします。

続きまして、報告事項(20)その他で何か報告したいことがある方いらっしゃいますか。

【青少年課長】

報告事項としまして、本日机の上に置かせていただいた1枚のペーパーですね。令和3年度船橋市・津別町青少年交流事業の中止について、ご説明いたします。

こちらの事業は、生活環境の異なる地域の青少年が様々な体験を通じて青少年の健全育成を図ることを目的として、平成元年度より隔年で派遣と受入れを行っておりまして、今年度8月に津別町を訪問する予定でありましたが、新型コロナウイルスの影響から、訪問を中止とし、リモートによる交流を11月23日に行うこととなりました。

それぞれの町自慢をクイズ形式で行う形で、お互いの子ども同士が楽しめる企画で準備を進めていたところですが、津別町側より、小学校・中学校対象者全員に声をかけたものの、リモート交流に参加する子どもが一人も集まらないという報告がございました。他の日程で調整することもできないとの連絡も事前に聞いていたことございまして、主催する船橋市青少年少女団体連絡協議会で協議した結果、今年度の交流事業を中止することとなりました。

なお、来年度以降、事業が実施できるよう、津別町側とも今後とも協議のほうを行ってまいりたいと思います。

報告は以上となります。

【教育長】

津別町って児童生徒って何人ぐらいいるのでしょうか。

【青少年課長】

それぞれ小学校、中学校1クラスずつで、各々30人から40人ぐらいになり、合計で139名になります。

【教育長】

分かりました。

ほかに何かありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました議案第51号の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第51号について、西図書館、説明願います。

議案第51号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、西図書館長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項(19)の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

(関係職員以外退席)

報告事項(19)「いじめ重大事態の認知報告について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時14分閉会

令和3年12月23日

記録 平岡 慧